

第4章

奈良市の子ども・子育て支援の これからの取組

基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた まちづくり

(1) 子どもにとって大切な権利の保障

【 現状・課題 】

一人一人の子どもの権利が尊重され、将来に夢をもって育つことができるまちづくりは、これからの奈良市の未来を築いていくための重要な課題です。

そのため、子どもたちの様々な問題、例えば、貧困やいじめ、虐待、あるいは障害のある子どもや外国籍、多様な文化的背景など、子どもたちを取り巻く状況が変化していく中で、子どもにとってよりよい地域づくり、環境づくりを目指して、すべての子どもや大人が子どもの権利について認識を深めることが必要です。

また、子どもの意見表明・参加は、子どもの自己肯定感や豊かな表現力を育むとともに、家庭、学校、社会の構成員として役割を果たしていくためにも重要な意味を持っています。そのため、様々な場において、子どもの意見表明の機会が確保され、年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重されることが大切です。

さらに、児童虐待により子どもの人権が侵害される様々な事態も生じており、子どもの人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

今後も、子どもの権利の意識の醸成に向けた啓発や、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもに関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

【 施策の方向性 】

① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進

全ての子どもや子育て当事者、教職員等子どもの健やかな育ちを支援する大人などに対して、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例やこども基本法の内容について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、子どもの意見表明・参加の場として「奈良市子ども会議」を毎年開催するとともに、子どもや若者を対象とした施策や計画の策定・実施などにあたっては、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めていきます。

これらの取組を通して、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが家族、学校、社会生活に関わり、自立するための知識と経験を得られるよう、子どもの今とこれからにとって最善の利益を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取組として、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。
権利擁護事業	子どもの権利を尊重したまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する理解を深めるための広報・啓発や、既存の事業や相談窓口等の充実を図るための研修・情報共有に努めます。
子ども権利擁護推進事業	一時保護もしくは一時保護委託または里親等への委託もしくは施設入所となった子どものもとを、意見表明支援員が訪問し、子どもが自らの意見や意向を表明する支援をしています。意見表明を支援することで、子どもの権利擁護の推進を図っています。
人権教育の推進	教職員の人権意識の高揚や人権教育の実践的な指導力を養うため、指導方法の工夫改善に資する教職員研修等を充実させることで、児童生徒に対する人権教育の更なる推進を図ります。

コラム 子どもにやさしいまちづくり

● 奈良市子ども会議

奈良市子ども会議は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもたち自身が話し合いを行い、話し合った意見を市長に提出する場として、平成 27 年度から毎年開催しています。

参加者は子どもだけなので、普段なかなか言えないことや思っていることを伝えることができます。また、友達の意見も聞いたりしながら、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、毎年子どもならではのアイデアや意見が提言されています。

これからも、子どもにとって大切な権利を保障し、最善の利益を図るために、子どもたちの意見表明や参加の気持ちを支援する取組を進めていきます。

実施年度	テーマ
令和2年度	コロナ禍での奈良市の「新しいおもてなし」とは？
令和3年度	みんなどうしてる？with コロナの過ごし方
令和4年度	笑顔があふれるあそび場をつくろう！
令和5年度	子どもの権利、クリーンセンター…など 市の施策5種類
令和6年度	子どもにやさしいまち



● 国内初！ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり」実践自治体に承認

奈良市は、ユニセフ（国連児童基金）が 1996 年から世界各国で取り組む「子どもにやさしいまちづくり事業[※]」で、国内初の実践自治体に認められました。

これは、本市のこれまでの取組が日本ユニセフ協会の推奨する「子どもにやさしいまちづくり」を実践している自治体であると承認されたもので、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体覚書」を締結しました。



※子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を実現することに市町村が積極的に取り組むユニセフが提唱する世界的な活動です。

(2) 子どもの居場所づくりの充実

【 現状・課題 】

本市では、子どもの居場所づくりとして、安全で安心できる環境や、自然との触れ合いや遊び等様々な体験、子ども同士の交流を行う場の充実を図ることで、子どもが自身の体験を通して成長する機会を提供しています。

子育てに関するニーズ調査では、子どもの放課後の過ごし方については、「自宅」や「習いごとや塾」に加え、共働き家庭が増加していることから、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）を希望する保護者も多くなっています。そのため、子どもの安全や安心を確保しつつ、保護者が望む就労形態で働けるよう、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）を充実させるとともに、それ以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

また、子ども同士が交流できる場の希望としては、「子ども同士で自主的な活動などができる場」や「音楽やスポーツなど子どもの興味があることができる場」、「勉強をしたり教えてもらったりできる場」などの回答割合が高く、さらに、子ども会議等において、子ども当事者からも同様の意見が多く寄せられています。

自身の居場所を多く持つ子どもは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識について高まる傾向にあることから、それぞれに適時適切な居場所を持てるよう、子どもの声を聴きながら多様な居場所づくりや体験機会の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

① 子どもの居場所や体験活動の充実

子どもの自立性や社会性を育み、豊かな成長を支援するために、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）、児童館等の子どもの居場所となる施設の環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）を行い、身近なところで子どもが安全で安心して気軽に集まれる居場所づくりを進めます。

また、子どもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業(バンビーホーム等)	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ・文化活動や交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

事業名	事業概要
教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。
スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。また、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携して支援を行います。
おはなし会の実施	乳幼児向けふれあいおはなし会及び子ども向けおはなし会を実施することで、子どもが本と触れ合い、読書に親しむ機会を設けます。
子育て支援図書郵送貸出サービス	6歳以下の未就学児に対し、無料で図書郵送貸出サービスをおこない、育児で外出することが困難な場合でも、非来館で図書に触れてもらう機会を増やします。

コラム 地域における子どもの居場所

■放課後子ども教室関連図

● 放課後子ども教室

平成 24 年度から市内の全ての小学校区で「放課後子ども教室」を実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

各小学校を拠点とし、放課後等に小学校の空き教室や体育館、校庭、近隣の公民館等の施設を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

奈良市内に在住、または奈良市内の小学校に通学する全ての小学生が参加できます。公立、国立、私立の学校種別等の制限はありません。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）」の連携を進めています。



お菓子づくり

ボール遊び



● スポーツ少年団

「スポーツ少年団」は、子どもたちがスポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのところを学ぶ活動です。

奈良市においても、スポーツ等を通じて少年の心身を鍛錬し、明るく豊かな市民生活の形成に寄与するために、奈良市スポーツ少年団を育成することを目的とした奈良市スポーツ少年団本部が運営されています。

現在、当本部には、軟式野球、剣道、サッカー、少林寺拳法、バスケットボール（ミニバスケットボール）、バドミントン、バレーボール、ホッケーなど全 54 チームが加盟しています。（令和 7 年 3 月現在）

各競技のスポーツ少年団は、団員である子どもたちに加え、地域の様々な方々がリーダーや指導者、役員・スタッフとしてともに参画しながら、子ども・若者の健やかな成長の支援活動を行っています。



(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、誰もが安全・安心にそして快適に暮らせるまちづくりをめざして、通学路や公園等の施設整備など子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めています。

子育てに関するニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」だと感じる条件について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」、「安心して子育てできる環境がある」の割合が高くなっています。

また、「子育てしやすいまち」と感じる条件は「子どもにとって安全な環境がある」の割合が高くなっており、さらに、子ども会議等において、子ども当事者の意見としても、道路や公園等について安全な生活環境を望む声が多くあります。

今後も、子どもや子育て家庭が「子どもにやさしいまち」「子育てしやすいまち」と感じられるよう、子どもが、安全・安心に生活し、のびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進します。

【 施策の方向性 】

① 安心して生活できる環境づくりの推進

子どもや子育て世帯が安全・安心で快適に生活を送るために通学路等の整備や公園施設（遊具等）の充実を図り、居住・外出しやすい環境等の整備を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
通学路整備事業	通学路の安全を確保するため、「奈良市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携し合同点検を実施し、安全対策を実施します。
公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。
公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の更新を行います。
キッズ・ゾーン整備事業	「キッズ・ゾーンの設定に関する基準」に基づき、市内の保育所等周辺において、キッズ・ゾーンを設定し、周知のため路面標示を行います。

(4) 子どもと子育て家庭の健康の確保

【 現状・課題 】

少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増加しています。

そのため、本市では、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行っています。

これまで、子どもの健やかな成長発達を支援するため、身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実させるとともに、健康に関する情報発信を図りました。

また、関係機関と連携を図り小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めてきました。

子育てに関するニーズ調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「0～2歳」「3～5歳」の保護者ともに「病気や発育・発達に関すること」が約4割半ばを超えて最も多くなっていることから、子育て当事者の不安解消するためライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める必要があります。

さらに、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に図ることが必要です。

【 施策の方向性 】

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
不妊治療等助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対して、経済的な負担の軽減を行うとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療等に要する費用を助成します。
母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。
産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）、産後アウトリーチ（訪問型）により、安心して子育てができるよう助産師等がケアのサービスを提供します。
1か月児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的として、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認等を目的として行う1か月児健康診査を受診しやすくするため、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
4か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
10か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。
1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

事業名	事業概要
フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。
乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(1歳未満) ・5種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・4種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・二種混合(11歳～13歳未満) ・不活化ポリオ(生後2か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) 第1期(1歳～2歳未満) 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス：出生6週0日後から出生20週0日後まで ロタテック：出生6週0日後から出生32週0日後まで)

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、身近なところでの相談支援体制を確保する等、子どもの健やかな成育の推進を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
妊産婦・乳幼児健康相談事業	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。 地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。
発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査を通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を支援します。

③ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携をとり、小児医療体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。
妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

基本方針２ 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

(1) 乳幼児期の教育・保育等の充実

【 現状・課題 】

本市では、多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育の一体的提供や、一時預かり保育事業等によるきめ細かなサービスをより一層充実させる取組を推進しています。

これまで、認定こども園、幼稚園及び保育所における教育・保育の場で、様々な経験を通して発達に応じた子どもの育ちを保障していくため、質の高い就学前教育・保育の充実、職員の資質向上を図ってきました。

子育てに関するニーズ調査では、母親の現在の就労状況は、「就労している（育休等含む）」が約7割と最も高くなっています。また、就労していない人であっても、就労意向のある人が約7割であることから、保育のニーズが今後も高まっていくことが考えられます。

このほかにも、土曜日や日曜日・祝日等の休日や、長期休暇時、子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、こ幼保小の関係者が連携し、円滑な接続を図るとともに、保育士等の研修等を通じて、人材の資質向上を図ることが求められます。

今後は、少子化や、就労形態・就労時間の変化、多様化する保護者のニーズ等、教育・保育の量的ニーズの長期的な見通しと、質的ニーズの変化を踏まえて、対応していくことが必要となります。

【 施策の方向性 】

① 乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保

多様化する教育・保育ニーズに対応するため、その需要と就学前人口の将来推計を勘案した施設整備や環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）、各種事業のきめ細かなサービスを行い、保護者の就労に関わらず、一層充実した教育・保育等の提供を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施し、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化します。
教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

事業名	事業概要
市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用（いわゆる民間移管）することを中心に、市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編の取組を進め、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を図ります。
幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。
保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。
夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

教育・保育施設間等での交流や研修を実施し、資質の向上等を図るとともに、アレルギーや医療的ケア等に配慮することにより、子どもの心身ともに健康で自分らしい成長を支援し、就学前教育・保育の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。
特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むとともに、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。
こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。
民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。
保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。

事業名	事業概要
私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。

(2) 学齢期の教育・育成施策の充実

【 現状・課題 】

グローバル化や情報通信技術の進展などにより子どもを取り巻く学びの環境が多様化する一方で、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、生活環境の変化等により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、子どもの自主性・社会性・創造性を育てていく必要があります。

本市では、子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・育成の体制の一層の充実を図っています。

子育てに関するニーズ調査では、「小学生」の保護者は、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの教育に関すること」が46.8%で最も多く、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%と続いています。

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。子どもの健全な育成を進めるためには、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、自己肯定感を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。さらに、子どもの健康の保持増進のために、様々な相談支援体制を整えることが必要です。

【 施策の方向性 】

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、探究的な学びを生涯にわたって主体的に続ける力を身に付け、多様な価値観を理解し、思いやりの心を養えるように、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図ります。
学校DXの推進	子どもたちが活動する場面でICTを基盤とした活動を進められるよう教職員への支援や研修等を行います。

事業名	事業概要
地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会で、学校運営及び運営に必要な支援に関して協議を行うことにより、地域の意見を学校運営に反映させ、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校運営の一層の改善を図ります。
教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教職員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。
日本語指導が必要な外国人の児童生徒への支援	「帰国・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めています。

② 心身の健やかな成長のための取組の充実

子どもが、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、様々な教育や普及啓発・相談支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には教育発達支援相談員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員及び検査員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。また、特別支援学級・通級指導教室など、地域の学校において特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の充実に向けて、訪問支援・研修・資料提供などの学校支援を進めます。
すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。
エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら、特に性行動が活発化する若年層を中心に啓発事業を推進します。また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。
20歳未満の者の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
思春期保健対策（性）	性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行えるように相談支援を適切に提供するとともに、啓発にむけて連携体制の充実を図ります。

事業名	事業概要
いじめ等に関する相談	「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談、SNS相談を行っています。
スクールソーシャルワーカー	市立学校へスクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインとともに周知し、各校の実情に応じた児童生徒の困り感に寄り添い、教職員とともに対応する。
不登校支援事業	教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「教育支援センターHOP」や、体験活動を中心とした支援を行う「公設フリースクールHOP青山」(R3年11月開設)、「公設フリースクールHOPあやめ池」(R5年4月開設)、そして校内フリースクール(R6年度に中学校4校)を通して、不登校児童生徒一人一人の状態や課題に応じたきめ細かな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っています。関係機関や民間団体との連携した支援も重要となることから、それらもふまえた取組を進めています。

(3) 次代を担う若者の支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、若者の自立支援を行うため、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族等からの相談を受け付けているほか、若者が理想の将来像を描くために必要となる多様な経験を積むことができる機会の提供を図っています。

しかしながら、若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が複雑化し、かつ結婚・子育てを希望するも叶わない人や早期離職する人が増加傾向にあるなど、若者に関する課題は深刻化しています。

そのため、次代を担う若者に対して、様々な媒体を用いた情報発信を行うとともに、ひきこもりの状態、または進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

また、若者が進学・就職・結婚といった各段階において、主体的にライフコースを選択することができるためには、様々な仕事やロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場などを経験することで、若者が自身の理想のライフデザインを描けるよう意識啓発し、発達段階やライフステージごとで必要となる情報の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

① 若者への包括的な支援の推進

ひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する若者に対し、社会参加や就労に向けた支援を行います。

また、若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮できるよう、地域全体での支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めています。
中学生・高校生等海外夢応援プロジェクト補助金事業	将来の夢を叶えるために海外で探究学習をすることにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を養うことを目的とし、それに伴う海外での活動に要する経費の一部を補助します。
高校生観光特派員事業	奈良市の伝統行事やイベントの取材、日々の自主活動などを通して、「奈良の良いところ」を学生目線で発見していただき、SNSで情報発信し、奈良ファンを増やすことを目的としています。これからの奈良の未来を担う世代が奈良市の観光について情報発信をしていくことで、同世代の若い人たちにも奈良市の観光資源や事業に興味関心を持ってもらい、観光資源の保全に対する意識の向上だけでなく、伝統文化や観光産業の保護、発展を目指しています。
学生向け創業機運醸成事業	何かを始めたいと考える起業予備軍の学生（主に大学生）を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業を働き方の1つとして考える機会を創出するためのプログラムを実施します。奈良での就職や何かに挑戦する意識を高め、将来的には市内での就職や起業に繋がることを目指します。
地域に飛び出す学生支援事業	奈良市内で地域活性化や地域課題解決のための活動を行う学生団体に対し、活動費の補助を行い、若者が地域住民や団体、地元企業など様々な主体と繋がり交流することで、地域への愛着の醸成等の促進を目指します。
NARA ARTS BRIDGE for Youth	高校生から25歳までの青少年が、韓国の済州や中国の寧波へ海外渡航するプログラムと、奈良で交流を行う国内での日中韓交流プログラム等を行い、国際文化交流を実施しています。
奈良市アートプロジェクト古都祝奈良	公募で募集した中学生・高校生が、プロの演劇人の指導のもと、創作から舞台公演までの活動を通じ、表現する喜びを体感する青少年演劇のプログラムを実施しています。

② ライフコースの形成支援の充実

若い世代が、個人の自由な選択を尊重しながら、出会い、結婚、妊娠・出産の希望に応じたライフコースが形成できるよう、正しい知識の普及・啓発などの多様な機会の提供に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
大学生向けライフキャリア講座	将来の進路や職業選択を考える大学生に対して、結婚や家族、仕事について考え、自らのライフデザインを設計してもらうための講座を大学の授業内で開催します。
出会い・結婚支援事業	多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人がその望みを叶えることができるよう、様々な出会いと婚活の支援を検討・実施することで、結婚に向けた機運醸成を図ります。

コラム Restart ならの取組

奈良市では様々な困難を抱える子ども・若者を支援する窓口として奈良市若者サポートセンター「Restart なら（リスなら）」を設置しています。子ども・若者総合相談窓口として、「将来が不安でたまらない」、「子どもが家にひきこもっている」等の悩みをかかえている若者やご家族などの相談を受けて、学び直しや就労など自立に向けた支援を行っています。

対象

中学校や高等学校を卒業・中退後、進学・就労していない奈良市内在住の若者とその家族など

場所

奈良市役所 中央棟 2階

受付時間

平日 午前9時00分から午後5時00分まで
(土日祝、年末年始を除く)

お問い合わせ

0742-34-4777



Restart なら
-リスなら-
奈良市若者サポートセンター

☎ 0742-34-4777

受付時間 9:00 - 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
住所 〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号
奈良市役所中央棟2階

● 居場所ねどこ

「居場所」とは「家以外にも安心してくつろげる場所がほしい」、「話を聞いてほしい」、「自分と同じ境遇や立場の人とつながりたい」などの思いを抱えていらっしゃる方に来ていただき、素のままで過ごしてもらうことを目的に運営している空間です。

来ていただくことで、気分転換や同じ悩みを持つ方とお話していただくこと等が可能です。

「ねどこ」は6つの運営団体がそれぞれの特色を生かした活動を展開している協働型の居場所です。話さなくてもいいし、寝ててもいいし、相談したければできる、そんな場所です。大人数での活動が苦手な方も居心地の良い空間づくりを心がけています。

奈良市三碓町 2204 番地「鳥見ふらっと」2階の一室で開催しています。



基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支える まちづくり

(1) 子どもの貧困対策の推進

【 現状・課題 】

本市では、子どもの貧困対策として、生活に困窮する子育て世帯等の生活の安定を支援するため、各種手当や就学援助等の経済的支援や就労相談や資格取得等の就労支援を推進するとともに、相談体制の充実を図っています。

令和3年の奈良市子どもの生活に関するアンケート調査では、本市の子ども（17歳以下）の相対的貧困率は16.8%であり、実に6人に1人が貧困状態にあります。次代を担う子どもたちの無限の可能性を断ち切ることなく、将来への夢と希望を持って、子どもたち自らの力で未来を切り開くことができるよう、対策の強化が必要です。

そのためには、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、住宅支援や子育て支援等の生活支援及び子どもの教育の機会均等や体験格差の是正への取組が必要です。

また、子どもの貧困については、社会的、文化的な環境が十分でない環境におかれていることが多く、複雑な課題を抱えているケースもあることから、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

① 生活困窮家庭等への教育支援の充実

経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼしますが、子どもが家庭環境に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。また、安心して自分らしく生きていけるよう、個々の状況に応じた教育や体験活動の機会提供を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高校教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。
子どもの体験支援事業	現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象としたプログラミング教室に関する事業を実施します。

② 生活困窮家庭等への生活支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、子育て世帯の生活の安定や就労に向けた継続的な支援等、様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方とともに考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。
女性問題相談事業	女性問題相談室では、家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方等の悩みについて、女性問題相談員が相談に応じます。
女性のための無料法律相談事業	女性を取り巻く様々な法律問題について女性弁護士が相談に応じます。
市営住宅等における子育て世帯・多子世帯・母子父子世帯向けの入居者募集	市営住宅等の入居者募集において、子育て世帯(小学校就学前の児童がいる世帯)・多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)・母子父子世帯(20歳未満の子がいる母子父子世帯)に対して、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式を実施します。

③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援

地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、関係機関との連携を深め、子育て支援や生活支援等、総合的な支援が行えるよう協働・支援体制を整備するとともに、支援に漏れる人がないように制度の周知を継続して行います。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市フードバンク事業	物価高騰等に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。 また、フードロス対策コーディネーターを配置し、新たに食品等の寄附をしていただける団体等を開拓し、賞味期限の短い食品を含めた食品等の提供を行います。

コラム 子どもの貧困解消に向けた取組

子どもの貧困対策を強化するため、「子どもの貧困対策に関する法律」が令和6年9月に改正され、当事者の意見を踏まえた対策の実施などを盛り込み「こどもの貧困解消法」として改正されました。法律の目的には、貧困が原因で子どもが教育、医療、多様な体験の機会を失い、社会から孤立することがないようにと、新たに明記されました。奈良市では、全ての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するための取組を引き続き推進していきます。

● 奈良市フードバンク事業

様々な理由で市場に流通できない食品を企業や個人から寄附していただき、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭、また市内の子ども食堂等に無償で提供しています。



企業や市民から寄附いただいた食品を一旦、奈良市フードバンクセンターに集積し、特定非営利活動法人フードバンク奈良の職員やボランティアの方々が、集まった食品を各ご家庭に配布するため、仕分け作業を行ってくださった後、市内各所で、ひとり親家庭など社会的・経済的困難を抱える子育て世帯に配布されます。



(2) 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実

【 現状・課題 】

保護者から適切な養育を受けられない児童、障害児や医療的ケア児、ひとり親家庭など様々な配慮が必要な子どもや子育て家庭に対する取組は重要な課題です。

児童虐待の通告件数は年々増加している状況であり、虐待の辛さはその場だけにとどまらず、その子の将来にも長く影響を与え、回復に多くの時間を必要とします。また、本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子ども（ヤングケアラー）については、学校生活や友人関係等子ども時代に享受すべき機会を失ってしまう可能性があります。子ども本人や家族がヤングケアラーであることを認識していないなどの理由から、発見が難しいことが特徴となっています。

今後も、児童虐待の未然防止やヤングケアラーの支援を進めるためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

障害児や医療的ケア児、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じた健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育・保育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する取組が必要です。

令和3年度に実施した奈良市子どもの生活に関するアンケート調査において、本市のひとり親家庭の56.1%が相対的貧困状態にあることがわかりました。また子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭は、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことから、手当等の経済的支援や就労支援、養育費の確保支援に加えて、子育て・生活支援が求められます。

【 施策の方向性 】

① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

全ての子どもとその家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「奈良市子どもセンター」での支援を実施します。

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として各種支援に努めるべき対象として定義され、積極的な支援が求められています。

「奈良市子どもセンター」では、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図ることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども家庭センター事業	これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談支援機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。
「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、子どもセンター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。
つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。
ヤングケアラー相談支援事業	専門のコーディネーターを配置し、当事者、またはその家族、市民の方などからの相談を、電話、面談または、E-mailにより、実施しています。
子育て世帯訪問支援事業 (エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業)	平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。 令和5年9月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
社会的養育支援の充実	里親等委託率の向上にむけた取組を推進するとともに、社会的養護の下で生活する子どもたちに健やかな成長・発達や自立等を保障するため、入所中から退所後までの一貫した支援に取り組んでいきます。また、社会的養護経験者等の相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合等においては、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。

② ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える多様な課題を支援するため、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、それらの支援の充実と周知に努めます。また、子どもに届く生活・学習支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）
ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
ひとり親家庭等生活支援事業	奈良市内に在住のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦）を対象に、講習会の開催や情報交換会などを実施しています。
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。 また、養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。弁護士による法律相談も実施しており、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費確保を支援します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。
養育費確保支援事業	養育費確保に関する相談を、専門的な助言のできる弁護士の無料相談につなぎます。また、養育費を受け取れていないひとり親が、養育費確保に必要な手続きで発生する手数料等の実費払い分や弁護活動の着手金の一部を市が負担します。
母子生活支援施設措置事業	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性が、経済的・精神的不安定などの理由で、監護している児童の福祉に欠けるところがある場合においてその保護者から申込があったときは、母子生活支援施設への入所措置を行います。
児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障がいの状態にある児童を養育している母または父（または、母または父にかわってその児童を養育している者）に手当を支給します。

③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応する支援の推進を図ります。

本市の関連計画との整合性を図りながら、障害のあるまたは医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対しては、一人一人の状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、必要な支援を行います。

また、地域において必要な支援が受けられるよう関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
障害児通所支援	療育の必要性のある児童を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。
みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。
移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出は対象外で、原則として1日の範囲内で終わるものに限りです。 ※病院に入院されている方は、利用できません。
相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。
親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。
長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるよう、専門職等と連携し支援します。

コラム 奈良市子どもセンター

令和4年4月に奈良市柏木町に「奈良市子どもセンター」がオープンしました。子どもセンターは、中核市として全国4番目となる児童相談所を含む、子育てを総合的に支援する施設です。

それぞれの機能が互いにつながり合うことにより、奈良市のすべての子どもや子育て世帯を応援します。

● 子育て広場

子育て親子が集まって遊べるスペースがあります。地域の子育て関連情報を提供したり、子育て及び子育て支援に関する様々な講座を実施します。また、専門職による子育て等に関する相談ができます。



● キッズスペース

屋内には大型遊具で思い切り遊べる「アクティブエリア」、想像力や発想力を発揮して遊ぶ「ロールプレイエリア」があり、お子さんのペースで遊ぶことができます。



● 屋外広場

屋外には身体全体を使って遊べる「動のあそびエリア」と未就学児までの低年齢の子どもたちが遊べる「静のあそびエリア」があり、それぞれの楽しみ方ができる遊び場です。



● 児童相談所

児童福祉司や児童心理司等の専門職が在籍し、専門的な診断をもとに相談や援助を行います。また、様々な理由によって家庭で暮らせなくなった子どもの安全を確保し、保護が必要な子どもを一時的に預かったり、施設や里親へ養育を委託します。

● 里親支援

それぞれの事情から保護者と離れて暮らす子どもたちを、家庭に迎え入れ、深い愛情と理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。子どもや里親の状況に応じて、様々な活躍の形があります。子どもたちが温かな環境下で暮らせるよう、里親制度の普及・啓発や登録相談、里親支援を行っています。



はじめよう！
里親という**家族**のカタチ。

赤ちゃん里親
赤ちゃんや小さい子どもと一緒に暮らせる里親のカタチがあります。

短期里親
1日～数日の間、子どもと一緒に過ごす里親のカタチがあります。

養育里親
一定の期間子どもを親かり養育する里親のカタチがあります。

あなたに合ったカタチ、見つけてみませんか？

奈良市子どもセンター 0743-93-6595
奈良市子どもセンター 児童相談所 0743-93-5567

基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

(1) 地域の子育て支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進することで子育ての孤立感・不安感を解消できるよう支援しています。子育て中の親と子が気軽に参加し、交流や情報交換が日常的にできるような環境づくりに努めていますが、様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、多様なニーズに対応したサービスを今後も継続していく必要があります。

子育てに関するニーズ調査では、「子育て広場」の「0～2歳」の保護者の認知度は約9割に上昇しているものの、これ以外の地域子育て支援事業の認知度が5割未満となっていることから更なる周知を図ることが必要です。

また、子どもの幸福度を高めていくためには、様々な人や環境の中で、豊かな遊びや体験に触れることが重要な要素であるとともに、妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援する場を提供することも大切です。

今後も、サービスを必要な時に利用できるよう、情報提供を進めるとともに、子育て親子が利用しやすい環境づくりや、相談体制の充実を進めることが必要です。

【 施策の方向性 】

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

子育て中の保護者同士の支えあいや交流を大切にし、地域における子育て中の親と子の多様な居場所の充実に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実に図ります。
公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業、②子育て支援教室・講座（保護者対象）、③体験教室・講座（親子対象）、④体験教室・講座（児童対象）、⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）

② 多様な子育て支援サービスの充実

様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、必要とするサービスを必要な時に利用できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを今後も継続し、情報提供に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細かな支援をします。
病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を必要と認める期間預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)

(2) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、子育てに関する相談について、様々な状況にある家庭が身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう関係機関が連携し相談窓口の体制の充実に努めています。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用し、常に新しい情報の発信に取り組んでいます。

少子化が進む中、子育てや教育にお金がかかることを理由に理想とする数の子どもを持ってないという声があることから、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、貧困によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように経済的に困窮する家庭に対する支援を充実させていくことが必要です。

子育てに関するニーズ調査では、子育てに関する情報の入手について、「インターネット、SNS」や「隣近所の人、知人、友人」、「学校・保育所・幼稚園・こども園」の回答が多く、今後もサービスを必要な時に利用できるよう、情報提供を進めることが必要です。

子育てしやすいまちだと感じる条件については、全ての年代層において、「経済的支援が充実している」が約5割となっていて、今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が必要で。

さらに、核家族の増加など、孤立した子育てになりやすい環境もあるため、子育て家庭が日常的に感じる疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、身近で気軽に相談し解決できる場を作ることが求められています。

【 施策の方向性 】

① 子育てに関する情報提供体制の充実

子育てに関する正しい情報を、個々のニーズに応じて的確に提供できるよう、様々な状況にある家庭が相談しやすい環境を整備・充実させるとともに、ホームページやSNSなども含めた様々な媒体を活用し、きめ細かな情報の発信に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
子育て世代支援PR事業	子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布するなど、多様な情報を適切に提供するためのPR活動を実施します。
こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。
家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、経済的な支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子ども医療費助成	健康保険に加入している18歳未満(18歳到達後最初の3月31日までの子ども)を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。)
就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

事業名	事業概要
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。
小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。
保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、国の多子の算定方法では多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、これらの要件を撤廃した市独自の算定方法に基づき、すべての世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償とします。
児童手当	0歳から高校修了（18歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に手当を支給します。

③ 気軽に相談できる支援体制の充実

地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るため、家庭児童相談室での相談に加え、地域子育て相談機関の設置を進めるとともに、こども家庭センターと連携し、専門の職員同士の連携・協力により相談体制を充実します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
地域子育て相談機関	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方の子育てに関する相談を受け、助言や情報提供を行います。必要に応じてこども家庭センターと連携し、支援につなげます。

(3) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに取り組んでいます。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体での防犯活動や、子どもを見守り育てる意識啓発を推進しています。

子育てに関するニーズ調査では、子どもにやさしいまちだと感じる条件について、いずれの年代層の保護者も「安心して子育てできる環境がある」と答えた人が6割以上となっています。さらに、子ども当事者からも同様の意見が数多く寄せられており、今後も、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

【 施策の方向性 】

① 地域における子育て支援活動の充実

地域社会で子どもを見守り育てる活動を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
子育て支援アドバイザー事業 (子育ておうえん隊)	子育ておうえん隊員として登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談のほか、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。
子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員は、子どもや子育て家庭によりそい、子育てや困りごとの相談にのり、地域や専門機関、専門家につながります。また、地域の児童福祉に関する機関との連携を図るため、主任児童委員が指名されています。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保できるよう、警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、地域社会全体での防犯・交通安全対策等に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。
防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。
学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

【 現状・課題 】

本市では、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、仕事と子育ての両立を可能にするための意識啓発に努めています。

子育てに関するニーズ調査では、母親、父親ともに育児休業を取得する割合は増加していますが、父親は母親より低い状況が続いています。父親の育児休業を取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続いており、ともに前回調査と比べて増加し、4割を超えています。

性別に関わらずキャリアアップと子育てを両立できるよう環境づくりを進めるためには、ジェンダーに関わる無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）にとらわれることなく、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

今後も、育児・家事を分担しつつ、希望に応じてキャリア形成と子育ての両立をするためにも働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

【 施策の方向性 】

① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にしている社会的な機運の醸成

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
男女共同の家事・育児の推進	「イクメンハンドブック」や、「どうする？我が家の家事育児シート」等を配信し、男女共同参画意識の周知啓発に努めます。
仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。